

**米の全量をJA等の乾燥調製施設に搬送している方は
全相殺方式9割（一筆半損特約付）をおすすめします！**

全相殺方式9割は、JA等乾燥調製施設や第三者によるデータ、または税務申告書類をもとに基準収穫量の1割を超えて減少したときに共済金を受け取ることができます。

また、**一筆半損特約**をあわせて申込みされますと耕地1筆ごとに、半損以上（収穫量が50%以上減収）の被害耕地がある場合は共済金を受け取ることができます。

下記の「2. 共済金のお支払い例」をご覧ください。

1. 共済掛金の目安

10a（1反）あたり290円（※1）

| | | | | | |
|------|------|------|------|--------|--------|
| 引受面積 | 10a | 20a | 30a | 50a | 100a |
| 共済掛金 | 290円 | 580円 | 870円 | 1,450円 | 2,900円 |

2. 共済金のお支払い例

① JA等施設計量結果等資料にて評価した結果

当年産の収穫量が平年の9割を下回った場合（例）引受面積50aの場合（※2）

| | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 被害割合 | 10%被害 | 20%被害 | 30%被害 | 40%被害 | 50%被害 |
| 共済金の目安 | 0円 | 5万円 | 10万円 | 15万円 | 20万円 |

② 耕地1筆ごとについて、半損以上（収穫量が50%以上減収）の場合

（例）耕地面積10a（1反）の場合の共済金の目安（※3）

| | |
|----------|---------------|
| 全損（収穫皆無） | ・・・・・・・・・・7万円 |
| 半損以上全損未滿 | ・・・・・・・・・・2万円 |

★50%以上の減収（半損以上）が見込まれる例

獣害（猪、猿、鹿など）、虫害（ジャンボタニシ、トビイロウンカなど）

水害（河川の氾濫による冠水・埋没）、

倒伏については耕地全体が地際まで倒伏し、かつ1週間以上刈取りできずに発芽した場合など
上記の被害以外にも、風水害や病害などが併発した場合など

※ ①と②を比較して高い方の共済金をお支払いいたします

（※1）（※2）（※3） 掛金、共済金は、全相殺方式9割（一筆半損特約付）補償、10a（1反）あたりの標準的な収量、単価、掛金率を使用した場合の金額です。

【注意】乾燥調製をご自身で行っている（飯米のみ調整農家も含む）ため全収穫量の客観的なデータが提供できない場合は全相殺方式に加入できません。掛金が安いインデックス方式がおすすめです。